

荒川区保育士等支援奨学金事業補助金交付要綱

平成 29 年 3 月 31 日制定

(28 荒子保第 4977 号)

(副 区 長 決 定)

令和 2 年 2 月 28 日一部改正

令和 8 年 2 月 2 日一部改正

(通則)

第 1 条 荒川区保育士等支援奨学金事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関しては、荒川区補助金等交付規則(昭和 62 年荒川区規則第 27 号)によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この要綱は、奨学金を利用して保育士資格又は幼稚園教諭資格を取得し、区内の保育施設等に就職した者が奨学金を返済するために要した費用の一部を補助することにより、就職後の経済支援を行い、もって保育人材の確保、定着及び離職防止を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育施設等 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する幼稚園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園、東京都認証保育所事業実施要綱(平成 13 年 5 月 7 日付け 12 福子推第 1157 号)2 の(1)に規定する認証保育所及び荒川区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成 26 年荒川区条例第 23 号)第 27 条に規定する小規模保育事業を行う事業所(同条例第 33 条に規定する小規模保育事業 C 型を行う事業所を除く。)のうち、法人又は個人が運営するものをいう。

(2) 常勤 次に掲げる要件の全てを満たしていることをいう。

ア 労働基準法施行規則(昭和 22 年厚生省令第 23 号)第 5 条第 1 項第 1 号の 3 の規定により明示された就業の場所が保育施設等であり、かつ、従事すべき業務が保育であること。

イ 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(ア) 保育施設等を運営する事業者との間で期間の定めのない労働契約又は 1 年以上の期間の定めのある労働契約を締結している者であって、当該保育施設等において 1 日 6 時間以上、かつ、月 20 日以上常態的に継続して勤務しているものであること。

(イ) 保育施設等を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。

(3) 指定保育士養成施設 児童福祉法第 18 条の 6 第 1 号に規定する指定保育士養成施設をいう。

(4) 幼稚園教諭養成機関 教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)別表第 1 備考第 2 号の 3 及び第 3 号に規定する幼稚園の教員養成機関

(5) 奨学金 保育士又は幼稚園教諭が指定保育士養成施設又は幼稚園教諭養成機関に就学するとき又は在学する期間における学費に充てることを主な目的として、保育士又は幼稚園教諭の本人の名義で借り受けた資金のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 別表に定めるもの

イ 国、地方公共団体等の出資又は募金等により無利子又は低廉な利率で貸し付けされているもの(アの資金を除く。)で、区長がアの資金に準ずると認めたもの

(6) ひとり親家庭等 荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(平成元年荒川区条例第32号)第2条第2項に規定するひとり親家庭等であって、保育士又は幼稚園教諭が指定保育士養成施設又は幼稚園教諭養成機関に就学するとき又は在学する期間において、東京都母子及び父子福祉資金、交通遺児育英会奨学金又はあしなが育英会奨学金(以下「母子父子福祉資金等」という。)を保育士又は幼稚園教諭の本人の名義で、若しくは保育士又は幼稚園教諭が連帯借受人として借り受けているもの又は保育士又は幼稚園教諭が母子父子福祉資金等の貸付けの対象であるものをいう。

(補助対象者等)

第4条 この要綱に基づく補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件の全て(第7条の規定による申請をする年度の前年度に交付の決定を受けた者が継続して当該年度に当該申請をするときは、第1号から第3号まで及び第5号の要件)を満たす者とする。

(1) 奨学金を利用して保育士資格又は幼稚園教諭資格を取得したこと。

(2) 奨学金を返済する日において、区内に存する保育施設等を運営する事業者(それぞれの保育施設等の間で人事の異動を行う等相互に密接な関連を有する事業者は、同一の事業者とみなす。以下同じ。)に常勤の保育士又は幼稚園教諭として採用され、区内に存する保育施設等に配属された日から起算して5年(新規学卒者として採用され、配属された日に奨学金の返済が開始されていない場合は、当該返済が開始された日から起算して5年)を経過していないこと。

(3) 区内に存する保育施設等において保育業務に現に従事していること(休業中の場合を除く。)

(4) 自ら奨学金を返済していること。

(5) この要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。

(6) 補助金の交付を受けようとする期間において、この要綱以外の要綱その他法令等による奨学金を対象とした類似の補助を受けていないこと。

(補助対象期間)

第5条 この要綱に基づく補助の対象となる期間(以下「補助対象期間」という。)は、第7条の規定による申請をする年度内とし、その始期は次の表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げる日とする。

補助対象者が前条に規定する要件を満たした日	補助対象期間の始期
-----------------------	-----------

月の初日から 15 日までの日	前条に規定する要件を満たした日の属する月の初日
16 日から月の末日までの日	前条に規定する要件を満たした日の属する月の翌月の初日

- 2 補助対象期間の終期は、前項に規定する年度の末日とする。ただし、補助対象者が当該年度の途中で退職したとき、又は前条に規定する要件を満たさなくなったときは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げる日とする。

補助対象者が退職をした日又は前条に規定する要件を満たさなくなった日	補助対象期間の終期
月の初日から 15 日までの日	退職をした日又は要件を満たさなくなった日の属する月の前月の末日
16 日から月の末日までの日	退職をした日又は要件を満たさなくなった日の属する月の末日

（補助対象経費及び補助金の額）

第 6 条 この要綱に基づく補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が補助対象期間において奨学金を返済するために要する経費とする。

- 2 この要綱に基づく補助金の額は、補助対象経費の実支出額（1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。）とする。ただし、一の年度につき 20 万円（補助対象者がひとり親家庭等に属する者に該当する場合にあっては、一の年度につき 30 万円）を限度とする。

（補助金の交付の申請）

第 7 条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、区長が別に定める期日までに、荒川区保育士等支援奨学金事業補助金交付申請書兼返済計画書（別記第 1 号様式）に、次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- （ 1 ） 雇用証明書（別記第 2 号様式）
- （ 2 ） 保育士又は幼稚園教諭の資格を証明する書類の写し
- （ 3 ） 申請者が奨学金を借り受けていることを証明する書類

（補助金の交付の決定）

第 8 条 区長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助対象者に該当するか否か等を調査するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による調査の結果、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、荒川区保育士等支援奨学金事業補助金交付決定通知書（別記第 3 号様式）により、補助金の交付を適当でないと認めるときは、補助金の不交付を決定し、荒川区保育士等支援奨学金事業補助金不交付決定通知書（別記第 4 号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更の申請等）

第9条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、第7条の規定による申請の内容を変更するとき（同項の規定により通知された補助金の額の変更を伴うときに限る。）は、荒川区保育士等支援奨学金事業補助金変更交付申請書（別記第5号様式）に当該変更に係る資料を添えて、速やかに区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付の決定の変更を決定し、荒川区保育士等支援奨学金事業補助金変更交付決定通知書（別記第6号様式）により交付対象者に通知するものとする。

3 交付対象者は、第7条の規定による申請の内容を変更するとき（同項の規定により通知された補助金の額の変更を伴うときを除く。）は、荒川区保育士等支援奨学金事業補助金変更届出書（別記第7号様式）により、速やかに区長に届け出なければならない。

（実績報告）

第10条 交付対象者は、第7条の規定による申請をした年度の4月から9月までの期間及び10月から3月までの期間について、それぞれ区長が別に定める期日までに、荒川区保育士等支援奨学金事業補助金実績報告書（別記第8号様式）に、交付対象者が奨学金を返済したことを証明する書類を添えて、区長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 区長は、前条の規定により実績報告があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該実績報告に係る期間における交付すべき補助金の額を確定し、荒川区保育士等支援奨学金事業補助金交付確定通知書（別記第9号様式）により交付対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 前条の規定により交付すべき補助金の額の確定を受けた者は、区長が別に定める期日までに、荒川区保育士等支援奨学金事業補助金交付請求書兼口座振替依頼書（別記第10号様式）に保育施設等に在籍していることを証明する書類を添えて、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付対象者の責務）

第13条 交付対象者は、区の保育の質の向上のため自己研鑽に努めるとともに、同一の事業者の運営する保育施設等に継続して勤務するように努めなければならない。

（決定の取消し）

第14条 区長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽り或其他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金を他の用途に使用したとき。

（3） その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他の法令に基づく命令

に違反したとき。

（委任）

第 15 条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 区長は、この要綱の施行後、国及び他の地方公共団体の奨学金を対象とした類似の補助の状況を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱（別記様式の改正を除く。）は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第3条関係）

名称等
荒川区奨学資金
生活福祉資金貸付制度における教育支援資金（教育支援費及び就学支度金）
東京都母子及び父子福祉資金（修学資金及び就学支度資金）
東京都育英資金
日本学生支援機構奨学金（第一種及び第二種）
交通遺児育英会奨学金
あしなが育英会奨学金

荒川区長 殿

住 所
氏 名
電話番号

荒川区保育士等支援奨学金事業補助金交付申請書 兼 返済計画書

荒川区保育士等支援奨学金事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。なお、本補助金の交付の申請に当たっては、荒川区保育士等支援奨学金事業補助金交付要綱の規定を遵守いたします。

記

1 補助金申請額 円（ + ）

2 返済計画書

返済月	上半期	返済月	下半期
4月	円	10月	円
5月	円	11月	円
6月	円	12月	円
7月	円	1月	円
8月	円	2月	円
9月	円	3月	円
上半期計	円	下半期計	円

返済月ごとの金額には、半月賦及び繰上返済による返済額も含む。

3 本補助金及び類似補助金の受給の有無

- (1) 本申請以前における本補助金の受給の有無 あり ・ なし
→ 「あり」の場合はその期間 年 月 ～ 年 月
- (2) 本要綱以外の規定による類似補助金の受給の有無 あり ・ なし
→ 「あり」の場合はその期間 年 月 ～ 年 月

4 添付書類

- (1) 雇用証明書（別記第2号様式）
- (2) 保育士又は幼稚園教諭の資格を証明する書類の写し
- (3) 申請者が奨学金を借り受けていることを証明する書類

雇用証明書

年 月 日

事業者名
雇用主名（代表者）
施設名称
施設所在地
連絡先

下記の者は、次のとおり在職していることを証明します。

氏名	
住所	
勤務先	
採用年月日	年 月 日～ 年 月 日 (雇用期間がある場合は、雇用が終了する日)
採用形態	常勤
職種	保育士 ・ 幼稚園教諭
就労形態	週 時間勤務（1 日 時間・週 日）
	月 日勤務
勤務時間	時 分～ 時 分（休憩時間 ～ ）
雇用保険の適用	適用あり ・ 適用なし
社会保険の適用	適用あり ・ 適用なし

番 号
年 月 日

住 所
氏 名

荒川区長

荒川区保育士等支援奨学金事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった荒川区保育士等支援奨学金事業補助金については、荒川区保育士等支援奨学金事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 内訳

返済月			金 額
上半期	年 月 ~	年 月分	円
下半期	年 月 ~	年 月分	円

3 補助条件

- (1) 補助金の交付の決定を受けた者は、区の保育の質の向上のため自己研鑽に努めるとともに、同一の事業者の運営する保育施設等に継続して勤務するように努めなければならない。
- (2) その他 別紙のとおり

補助条件

第 1 申請の取下げ

補助金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、この補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して 14 日以内に申請の取下げをすることができる。

第 2 事情変更による決定の取消し等

- 1 区長は、この補助金の交付の決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部又は一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 1 の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

第 3 承認事項

交付対象者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、（１）及び（２）に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- （１） 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （２） 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- （３） 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

第 4 事故報告等

交付対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

第 5 状況報告

区長は、補助事業の円滑で適正な執行を図るため必要があるときは、交付対象者に対し、その遂行の状況に関して報告を求めることができる。

第 6 補助事業の遂行命令等

- 1 区長は、第 4 及び第 5 の規定による報告、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 22 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付対象者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。
- 2 区長は、交付対象者が 1 の規定による命令に違反したときは、補助事業の一時停止を命ずることができる。

第 7 実績報告

交付対象者は、第 7 条の規定による申請をした年度の 4 月から 9 月までの期間及び 10 月から 3 月までの期間について、それぞれ区長が別に定める期日までに、荒川区保育士等支援奨学金事業補助金実績報告書（別記第 8 号様式）に、交付対象者が奨学金を返済したことを証明する書類を添えて、区長に提出しなければならない。

第 8 補助金の額の確定

区長は、第 7 の規定により実績報告があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該実績報告に係る期間における交付すべき補助金の額を確定し、荒川区保育士等支援奨学金事業補助金交付確定通知書（別記第 9 号様式）により交付対象者に通知する。

第 9 是正のための措置

- 1 区長は、第 8 の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業について、これに適合させるための措置をとることを命ずることができる。
- 2 第 7 の規定は、1 の規定による命令により必要な措置をした場合について準用する。

第 10 決定の取消し

- 1 区長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
 - （3） 保育施設等を運営する事業者採用された後 1 年を経過する前に保育施設等を退職したとき。ただし、健康上その他相当な理由があると区長が認めるときを除く。
 - （4） その他補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他の法令に基づく命令に違反したとき。
- 2 1 の規定は、第 8 の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

第 11 補助金の返還

- 1 交付対象者は、第 2 又は第 10 の規定により補助金の交付の決定が取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、区長の命令に従い、これを返還しなければならない。
- 2 補助事業者は、第 8 の規定により交付すべき補助金の額が確定された場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、区長の命令に従い、これを返還しなければならない。
- 3 区長は、1 及び 2 の規定により補助金の返還を命じる場合は、期限を定めるものとする。

第 12 違約加算金

交付対象者は、第 10 の規定により補助金の交付の決定が取り消され、第 11 の規定により

その返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年１０．９５パーセントの割合で計算した違約加算金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第１３ 延滞金

交付対象者は、第１１の規定により補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第１４ 他の補助金等の一時停止

交付対象者が返還を命じられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、交付対象者に対し、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、区長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納額とを相殺することができる。

第１５ 施行に当たっての措置

区長は、この要綱の施行後、国及び他の地方公共団体の奨学金を対象とした類似の補助の状況を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

番 号
年 月 日

住 所
氏 名

荒川区長

荒川区保育士等支援奨学金事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった荒川区保育士等支援奨学金事業補助金については、下記の理由により交付しないことに決定したので通知します。

記

不交付理由

荒川区長 殿

住 所
氏 名
電話番号

荒川区保育士等支援奨学金事業補助金変更交付申請書

荒川区保育士等支援奨学金事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付の決定の変更を申請します。

記

1 変更の内容

2 変更前申請額 円（ + ）

返済月	上半期	返済月	下半期
4 月	円	1 0 月	円
5 月	円	1 1 月	円
6 月	円	1 2 月	円
7 月	円	1 月	円
8 月	円	2 月	円
9 月	円	3 月	円
上半期計	円	下半期計	円

3 変更後申請額 円（ + ）

返済月	上半期	返済月	下半期
4 月	円	1 0 月	円
5 月	円	1 1 月	円
6 月	円	1 2 月	円
7 月	円	1 月	円
8 月	円	2 月	円
9 月	円	3 月	円
上半期計	円	下半期計	円

4 添付資料

変更の申請に係る資料

番 号
年 月 日

住 所
氏 名

荒川区長

荒川区保育士等支援奨学金事業補助金変更交付決定通知書

荒川区保育士等支援奨学金事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付の決定の変更を決定したので通知します。

記

- 1 変更後交付決定額 円
(年 月 ~ 年 月分)
- 2 変更前交付決定額 円
(年 月 ~ 年 月分)

荒川区長 殿

住 所
氏 名
電話番号

荒川区保育士等支援奨学金事業補助金変更届出書

荒川区保育士等支援奨学金事業補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり申請内容の変更を届け出ます。

記

1 変更の内容

変更後	変更前

2 添付資料

変更の届出に係る資料

荒川区長 殿

住 所
氏 名
電話番号

荒川区保育士等支援奨学金事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号にて交付の決定のあった荒川区保育士等支援奨学金事業補助金に係る奨学金の返済が完了しましたので、荒川区保育士等支援奨学金事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、下記のとおり 年 月から 年 月分までの返済実績額として報告します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 実績報告額 円

3 実績報告内訳

返済月	上半期	返済月	下半期
4 月	円	1 0 月	円
5 月	円	1 1 月	円
6 月	円	1 2 月	円
7 月	円	1 月	円
8 月	円	2 月	円
9 月	円	3 月	円
上半期計	円	下半期計	円

- 4 添付書類
- 交付対象者が奨学金を返済したことを証明する書類

番 号
年 月 日

住 所
氏 名

荒川区長

荒川区保育士等支援奨学金事業補助金交付確定通知書

荒川区保育士等支援奨学金事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定に基づき、 年 月から
年 月分までの交付額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 確 定 額 | 円 |
| 2 交付決定額 | 円 |

年 月 日

荒川区長 殿

住 所
氏 名
電話番号

荒川区保育士等支援奨学金事業補助金交付請求書 兼 口座振替依頼書

年 月 日付け 第 号により交付の決定のあった補助金について、
荒川区保育士等支援奨学金事業補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により、下記のとおり補
助金の交付を請求します。

なお、この補助金は下記の指定口座にお振り込みください。

記

1 請求金額 円
ただし、 年度 (月 ~ 月分) として

2 指定口座 特段の事情がない限り、本人名義の口座に限ります。

振込先 金融機関	銀 行 信用金庫 信用組合		本店 支店 出張所	
	金融機関コード		支店コード	
振込口座	預金種類	普通 ・ 当座	口座番号	
	(フリガナ) (名義人氏名)			

3 添付書類
在籍証明書等の保育施設等に在籍していることを証明する書類